

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の一部改正※の新旧対照表

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示（令和7年個人情報保護委員会告示第10号）による一部改正。

【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行の日（令和7年6月1日）施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
目次					目次				
[略]					[同左]				
[第1・第2 略]					[第1・第2 同左]				
第3 総論					第3 総論				
[第3-1～第3-3 略]					[第3-1～第3-3 同左]				
第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置					第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置				
[(1)・(2) 略]					[(1)・(2) 同左]				
(3) 罰則の強化					(3) 罰則の強化				
[略]					[同左]				
項番	行為	番号法		個人情報保護法の類似規定	項番	行為	番号法		個人情報保護法の類似規定
①	[略]	[略]	4年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	[略]	①	[同左]	[同左]	4年以下の <u>懲役</u> 若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	[同左]
		[略]	[略]				[同左]	[同左]	

②	[略]	[略]	3 年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金（第179条）
		[略]	[略]	[略]
③	[略]	[略]	[略]	[略]
④	[略]	[略]	3 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は150万円以下の罰金（第51条、第57条第1項第2号）	[略]
⑤	[略]	[略]	2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金（第52条）	[略]
⑥	[略]	[略]	2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金（第53条）	1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金（第178条）
		[略]	[略]	[略]
⑦	[略]	[略]	1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金	[略]

②	[同左]	[同左]	3 年以下の <u>懲役</u> 若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金（第179条）
		[同左]	[同左]	[同左]
③	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
④	[同左]	[同左]	3 年以下の <u>懲役</u> 又は150万円以下の罰金（第51条、第57条第1項第2号）	[同左]
⑤	[同左]	[同左]	2 年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金（第52条）	[同左]
⑥	[同左]	[同左]	2 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金（第53条）	1 年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金（第178条）
		[同左]	[同左]	[同左]
⑦	[同左]	[同左]	1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金	[同左]

			(第54条、第57条第1項第2号)	
⑧	[略]	[略]	6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金 (第55条、第57条第1項第2号)	[略]

[第3-5～第3-7 略]

第4 [略]

[(別添1)・(別添2) 略]
(別冊) [略]

			(第54条、第57条第1項第2号)	
⑧	[同左]	[同左]	6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金 (第55条、第57条第1項第2号)	[同左]

[第3-5～第3-7 同左]

第4 [同左]

[(別添1)・(別添2) 同左]
(別冊) [同左]